

関係各位

兵庫県病虫害防除所長

令和 8 年度病虫害発生予察技術情報第 1 号を公表します。

特用林産物のたけのこを生産する林地において新たな害虫が発生していますので、ご留意願います。

令和 8 年度病虫害発生予察技術情報第 1 号 タケ類における新奇ノメイガ類の発生と防除について

- 対象作物** タケ類（たけのこ）
- 病虫害名** シナチクノメイガ (*Eumorphobotys eumorphalis*) 及び
キモンホソバノメイガ (*Sinibotys butleri*)
- 発生地域** 兵庫県播磨地域
- 発生の経過**

(1) 令和 7 年 9 月、播磨地域のたけのこ生産林地において、タケの葉に虫の食害と考えられる被害が発生している旨の情報があつた。同年 10 月と翌年 3 月に現地竹林を調査し、^{つづ}綴られた葉や葉が食害され枝のみとなったタケのほか、ノメイガ類と思われる^{ようかく}蛹殻（羽化脱出後の抜け殻）を確認した。

令和 8 年 6 月 3 日、同地域の食害被害のあつた竹林において採集されたノメイガ類の成虫 2 種を森林林業技術センター研究員と吉備国際大学の阪上洸多博士で調べた結果、シナチクノメイガ及びキモンホソバノメイガと同定された。

(2) その後、同地域の他竹林でも両種の発生が確認されており、幼虫の葉の食害によるたけのこ生産への影響も懸念されている。

5 国内での発生状況

シナチクノメイガは中国南部、キモンホソバノメイガは中国東部に分布し、どちらも近年本邦への侵入が確認された外来種である。

両種とも本邦での発生は、タケ類の害虫として認識される以前に報告されている。シナチクノメイガについては令和 2 年に愛知県で初めて発生が確認された。その後、静岡県、山梨県、神奈川県、東京都、千葉県、栃木県、京都府及び大阪府で発生が確認され、兵庫県では令和 5 年に確認されている(阪上、2024)。キモンホソバノメイガは、平成 18 年に愛知県で確認された。以後、各地で発見が報告されている。

害虫としては、シナチクノメイガは令和 6 年 10 月に京都府から、令和 7 年 9 月

に大阪府から特殊報が出されている。キモンホソバノメイガは令和7年に大阪府及び京都府から特殊報が発表されている。

6 形態と生態

(1) 形態

シナチクノメイガ及びキモンホソバノメイガはチョウ目ツトガ科ノメイガ亜科に属する。

シナチクノメイガ成虫は開長 30～40mm で我が国のノメイガ類の中では大型である。触角は糸状で前翅前縁の先端部はゆるく曲がり、雌雄で前翅の色が異なるが、模様や斑紋がないという特徴がある（写真1）。

キモンホソバノメイガは開長約 16～18 mm、前翅の地色は暗褐色で、前縁やや後方に大きな黄紋があり、外縁は黄色で縁どられる（写真2）。

(2) 生態と被害

詳細な生態は不明であるが、どちらの害虫も若齢幼虫は葉の表面をなめるように食害し、白い筋状の食害痕を残す（写真3）。齢数を重ねると、葉をとじ合わせて「つと」を作り中に潜み、葉を食害する（写真4）。多発すると、激しく食害されて緑葉が無くなる。終齢幼虫は、つとの中またはつとから脱出して薄いまゆを作って蛹化し、成虫となる。

7 防除対策

(1) 現在、本種に登録のある農薬は無いため、竹林内をよく見回り、幼虫や綴られた葉等を見つけたら、可能な限り除去する事が基本である。

(2) たけのこ生産林地では、食害による被害が拡大するおそれがあることから、植物防疫法第29条第1項に基づき都道府県の防疫措置として、たけのこのノメイガ類に対する防除には、当面の間、下表の農薬の使用が可能である。農薬による防除に当たっては、別紙通知文（令和8年7月9日付け農改1304号「植物防疫法第29条第1項に基づく措置について」）の記載事項を遵守する。

表 植物防疫法第29条第1項に基づく防疫措置として使用可能な農薬

農薬名	作物名	適用病虫害	希釈倍数	使用液量	使用時期	使用回数	使用方法
エスマルク DF (第19885号)	野菜類	コナガ	1000～2000倍	100～300L/10a	発生初期 但し収穫 前日まで	—	散布



写真1 シナチクノメイガ



写真2 キモンホソバノメイガ



写真3 ノメイガ類による白い筋状の食害痕



写真4 ノメイガ類により綴られた葉
(写真提供：森林林業技術センター)

*兵庫県総合防除計画は以下のURLに掲載

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk09/sougouboujyo.html>

*病害虫・雑草防除指導指針 農薬の検索は以下のURLに掲載

<https://www.nouyaku-sys.com/noyaku/user/noyakusearch/hyogo>

*この情報は、兵庫県病害虫防除所ホームページに掲載しています。

<https://bojo.hyogo-nourinsuisangc.jp/>

問い合わせ先 兵庫県病害虫防除所 0790-47-1222

2022年3月1日より「兵庫県病害虫防除所」X(旧Twitter)を開設しています。

発生予察情報など病害虫に関する情報を提供しますので、是非フォローをお願いします。

Xアカウント (https://twitter.com/hyogo_boujoshu)



関係各位

兵庫県農林水産部農業改良課長

植物防疫法第 29 条第 1 項に基づく措置について

令和 8 年 7 月 9 日付け「病害虫発生予察技術情報第 1 号」（別添写し）で発表したとおり、現在、たけのこのノメイガ類に対して使用できる農薬はありませんが、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 29 条第 1 項に基づき、下記の農薬を使用できるよう措置しました。

本措置については、農薬登録における作物分類「たけのこ」に対する例外措置であり、下記の登録内容（適用病害虫以外の希釈倍数、散布液量、使用回数等）を遵守することで、たけのこの出荷・流通は可能です。

なお、本措置については、恒久的に適用されるものではなく、終了時は、文書及び兵庫県病害虫防除所のホームページ等で周知しますので、最新情報を確認しながら農薬を使用してください。

記

1 措置対象

たけのこのノメイガ類に対する防除

2 使用可能となる農薬名および登録内容

農薬名	作物名	適用病害虫	希釈倍数	散布液量	使用時期	使用回数	使用方法
エスマルクDF (第19885号)	野菜類	コナガ	1000～ 2000倍	100～ 300L/10a	発生初期 (但し収穫前 日まで)	—	散布

3 注意事項

- (1) 上記農薬の登録内容は令和 8 年 7 月 9 日時点であり、使用時は最新の登録（野菜類・コナガ）に従ってください。
- (2) 当該農薬は、たけのこを含む作物群「野菜類」の「コナガ」に登録がありますが、適用病害虫「ノメイガ類」が指定されておらず、通常は使用できませんが、本措置により当面の間、使用可能となりました。
- (3) 上記の農薬の使用にあたっては、通常の農薬の使用時と同様に、農薬を使用した年月日、場所、希釈倍数等を記帳してください。
- (4) 使用にあたり不明点があれば、農業改良普及センター等に問い合わせ願います。

4 参考（植物防疫法第29条第1項抜粋）

有害動物又は有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、都道府県は、植物を検疫し、又は有害動物若しくは有害植物の防除に関し必要な措置をとることができる。

【本件に関する問合せ先】

兵庫県農林水産部農業改良課（村田（聡）、松盛） TEL：(078)362-9206 E-mail：Takumi_Matsumori@pref.hyogo.lg.jp
兵庫県病害虫防除所（田中、柳澤） TEL：(079)047-1222 E-mail：Yukari_Yanagisawa@pref.hyogo.lg.jp